別紙

**「板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案の概要」に対するご意見を**

**お寄せください。**

**１．制定条例の概要**

(1)　区の責務

①　区は、区民等の良好な生活環境の確保を図り、もって公共の福祉を増進するという本条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

②　区は、施策の推進にあたっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めるものとする。

③　区は、ハト等の生物多様性に支えられた豊かな生態系を尊重するものとする。

区民等の責務も同じ。

(2) 区民等の責務

①　区民等は、本条例の目的を達成するため、ハト等への給餌による被害を生じさせることがないよう努めるものとする。

②　区民等は、本条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(3) 区民等の禁止事項

区民等は、①公共の場所において、ハト等への給餌を行うこと、②ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせることをしてはならない。

※ 注１：ハトへの給餌を対象とする。それ以外の鳥類への餌やりによる被害の実態を鑑み、区規則で対象となる鳥類を定める。

※ 注２：②では、私有地での餌やりが公共の場所に被害を生じさせる場合を含む。

(4) 指導・勧告・命令

①【指導】区長は、区民等の禁止事項に違反する者に、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度で、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

②【勧告】指導を受けた者が、指導に従わないときは、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度で、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

③【命令】勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度で、解消措置を行うよう、命ずることができる。命令にあたっては、あらかじめ、板橋区資源環境審議会の意見を聴く。

(5) 罰則

区長は、命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、５万円以下の過料に処する。過料を課す場合には、あらかじめ、弁明の機会を与える。

(6) 施行

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

**２．ご意見の提出方法及び提出先**

(1) 募集期間

令和６年４月22日（月）から５月21日（火）まで

(2) 対象者

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・団体等

(3) 閲覧場所

環境政策課（本庁舎北館７階⑫窓口）、区政情報課（本庁舎北館１階⑦窓口）、

各区立図書館、各地域センター、板橋区ホームページ

(4) 意見の提出方法

下記の事項を任意の用紙・形式にご記載の上、直接、郵送、ファックス、電子メール又は板橋区ホームページにより提出してください。

①　住所

②　氏名（ふりがな）

③　法人・各種団体の場合はその所在地・代表者氏名

④　在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地

⑤　区内で活動する団体などは活動内容

⑥　条例案の概要に対する意見

※　提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区の考え方は、後日、板橋区ホームページで公表します。

※　住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名は公表しません。

※　「板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案の概要」と関係しないご意見は公表しません。

※　結果公表の際には、分類の都合上、頂いたご意見を分割して掲載する場合があります。

(5) 提出先

〒173－8501　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区役所資源環境部環境政策課自然環境保全係

電話：０３－３５７９－２５９３

FAX：０３－３５７９－２２４９

Eメール：s-ikimono@city.itabashi.tokyo.jp